

新潟県条例第43号

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例（平成13年新潟県条例第96号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第4 （第9条、第16条関係）				別表第4 （第9条、第16条関係）			
区 分	単 位	手 数	料	区 分	単 位	手 数	料
文書	(略)	普通のもの	2,200円	文書	(略)	普通のもの	1,650円
		複雑なもの	4,400円			複雑なもの	3,850円
		特殊なもの	7,700円			特殊なもの	5,500円
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。